

感染防止措置要項

申請にあたって

- (1) 教員は、人数、時間、作業の内容などを十分に検討して入構許可を申請するものとし、教員のみならず、学生ほかの感染防止に努める。また、登校を希望しない学生がいる場合、配慮する。
- (2) 教員は、研究室のレイアウト、指導法や実験法などを十分に検討し、感染防止に努める。
- (3) 教員は、感染防止措置が適切に行われているか随時確認し、必要な改善を図る。
- (4) 学科長あるいは学部長は、感染防止措置が適切に行われていないことが明らかになった場合は、当該研究室あるいは学科に改善を求める。

キャンパスへの立ち入りに関して

- (1) 自宅を出る前に検温をし、平熱であることを確認する。
- (2) 公共交通機関を利用する場合は、混雑を避ける工夫をする。
- (3) キャンパス内での行動範囲を守る。
- (4) マスクを必ず着用する。

感染させないための行動

- (1) マスクの着用はキャンパス内でも継続する。
- (2) 手洗いやアルコール消毒をこまめに行う。
- (3) 大声、あるいは飲食時やエレベーター内での会話を慎む。
- (4) こまめに換気を心がける。
- (5) ソーシャルディスタンスを保つ。
- (6) 対面での食事は禁止する。
- (7) 共有スペースなどを利用し、研究室内の3密を避ける。
- (8) 使用したスペースは、各自がアルコールなどで消毒を行う。
- (9) 業者への発注は当面、最小限とし、外部者の面談は当分の間自粛する。